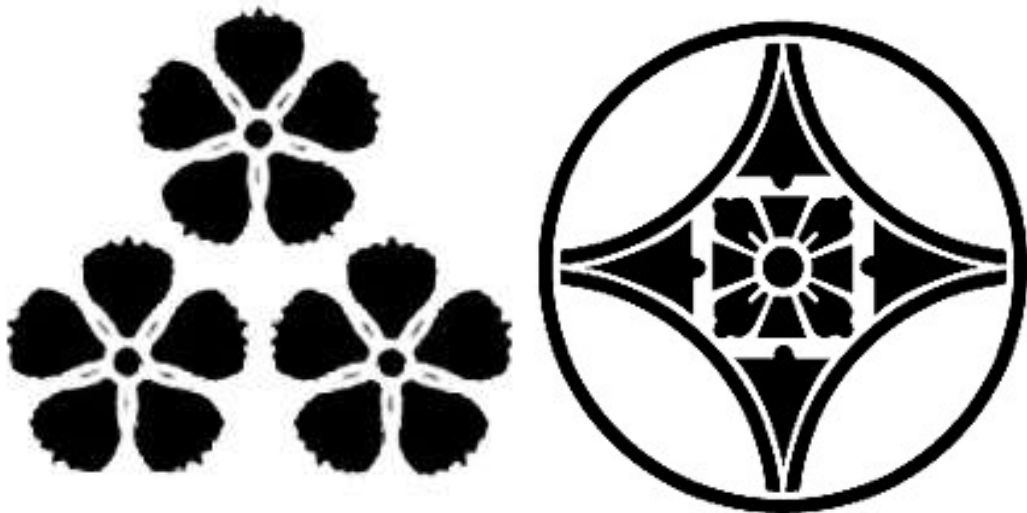


高鍋町子ども読書活動推進計画

～まちづくりは人づくり、人づくりは読書から～



(高鍋藩秋月家家紋)

高鍋町・高鍋町教育委員会

令和5年4月

目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の位置づけ	3
2 基本方針	4
3 基本的な考え方	4
4 計画の期間	4
第3章 子どもの読書活動推進の方策	
1 家庭における子どもの読書活動の推進・充実	4
(1) 役割	4
(2) 現状と課題	4
(3) 推進に向けた取り組み	5
2 学校等における子ども読書活動の推進・充実	
(1) 役割	5
(2) 現状と課題	6
(3) 推進に向けた取り組み	6
3 地域における子ども読書活動の推進・充実	
(1) 役割	7
(2) 現状と課題	7
(3) 推進に向けた取り組み	8
第4章 方策の推進に必要な事項	
1 推進体制の整備	9
2 啓発・広報の推進	10

はじめに

町立高鍋図書館は令和3年11月、愛称「柿原政一郎記念 高鍋図書館」と命名し、令和4年4月、建物、庭園の一部の改修工事を終え、リニューアルオープンしました。来館される皆様に、少しでも過ごしやすく読書しやすい場所になればと願っているところです。

本図書館は、「柿原政一郎氏」なくては語るできません。柿原氏は高鍋町を代表する偉人の一人であり、「歴史と文教の城下町」を継承発展させた大いなる貢献者です。国会議員、宮崎市長、県議会議員、高鍋町長等を歴任し、往年は町立高鍋図書館の初代館長として町の文化・教育の振興のため尽力しました。

特に昭和25年高鍋町長となったのを機に、図書館の建設を企画、昭和28年に元営林署跡の土地建物を町に譲り受け、図書館本館並びに秋月毅堂書庫、明倫堂書庫を建立、寄贈し、昭和30年に開館しました。

柿原氏は、図書館には強い思い入れがあり、町長在任のまま初代図書館長となりました。さらに72歳の高齢でありながら望んで司書の資格を取るほどであり、読書による高鍋の人づくり、特に子どもたちの健やかな成長を強く願っていました。

柿原氏のこの行動や想いは、「歴史と文教の城下町」の典型的な姿として、現代の本町の子どもたちの目指す教育にも継承されており、読書活動の充実こそがその基礎となっています。本計画が子どもたちをはじめ町民の読書活動推進の糧となり、まちづくり並びに将来の町を担う人づくりの原動力となることを期待するところです。

本町の読書活動の中核となる町立高鍋図書館の特色としましては、一般蔵書のほか、藩校明倫堂の教科書として使用された書籍、すなわち明倫堂文庫15,000冊余り、諸家文書等3,400冊など、高鍋町の歴史を伝承するうえで貴重な資料を有しており、保存管理や解読等に重要な役割を果たすことが求められています。

「古文書のある図書館」としての強みを活かすとともに、各学校、園と連携して、本町の子どもたちの読書推進の中核としての役割を果たしたいと思います。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

子どもの読書活動は、赤ちゃんの頃に本を読んでもらうこと（ブックスタート）から始まります。この時期の読み聞かせによって、子どもは保護者の愛情を感じ取ることができるとともに安心感を持ち、心の健やかな成長を促します。

また、子どもにとっての読書活動は、将来生きていくために必要な読解力、思考力、想像力、表現力等を育み、心を豊かにし、自己を形成するうえで非常に重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年子どもを取り巻く社会環境は急激な変化を見せています。インターネットやスマートフォンなどの情報メディアが急速に発達普及し、多くの情報が氾濫する中で、家庭・生活環境の変化、価値観やコミュニケーションツールの多様化、さらには乳幼児期からの読書習慣が身についていないなどにより、子どもの読書離れが指摘されています。

このような中、本町では、町立高鍋図書館を中心に保育所・認定こども園・小規模保育事業所（以下「保育園・幼稚園等」という）や小中学校と連携し、子どもたちの読書環境づくりに努めてきました。この度、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいたこれまでの取組の見直しを行い、「高鍋町子ども読書活動推進計画 ～まちづくりは人づくり、人づくりは読書から～」を策定し、町をはじめ各関係機関とともに子どものさらなる読書活動の推進、読書環境づくりに邁進することとしました。

ここでは、2020年から社会活動、経済活動に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症による子どもたちの学校生活、家庭生活など生活様式の変化を考慮した計画を策定するため、コロナ禍における子どもの読書に関する変化を検証する必要があります。

「歴史と文教の城下町」である本町の子どもたちが、その継承者として、海、山、川の恵まれた高鍋の自然の懐の中で、健やかにそしてたくましく成長することを願い、読書好きの子どもの育成に取り組み、読書活動を通して将来を担う人づくりを目指します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の位置づけ

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この中で、子どもの読書活動に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子ども読書活動推進基本計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めました。

これまで国は、平成14年に第一次基本計画、平成20年に第二次基本計画、平成25年に第三次基本計画、そして平成30年に第四次基本計画を策定しました。第四次基本計画では、

- (1) 読書習慣の形成に向けて、各成長期に応じた効果的な取組を推進
- (2) 読書会等、友人同士で本を薦めあうなど、読書への関心を高める取組の充実
- (3) スマートフォンの利用等、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

の3点が主な柱となっており、市町村には、計画の策定及び見直し、地域での幅広い関係者との連携を求めています。

また、平成20年度及び21年度に告示された学習指導要領総則には「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記され、平成29年度及び30年度には、「生きる力 学びの、その先へ」を主眼とした新学習指導要領が告示されました。

平成26年には学校図書館法の一部を改正する法律が成立し（平成27年施行）、専ら学校図書館の職務に従事する学校司書を置くよう努めなければならないとされました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、子ども読書活動の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされています。

本計画は、これら法の理念に基づき、本町のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所、時間において、自主的に読書活動を行うことができるよう支援・配慮しながら、読書の持つ、楽しさ、大切さを伝え、子どもの健やかな成長や、生きる力を育てることを目的とします。

2 基本方針

本町では、これまでの取組の成果や課題を踏まえるとともに、「宮崎県生涯読書活動推進計画」の施策に則り、以下の4つを重点項目とし、子どもの読書活動の推進と充実に取り組むこととします。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進・充実
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進・充実
- (3) 地域における子どもの読書活動の推進・充実
- (4) 上記(1)～(3)における子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

3 基本的な考え方

子どもたちが、読書の楽しさやワクワク感を味わい、読書することで自分の世界や知識が広がる爽快感を支援し、各成長期に応じたきめ細やかな施策を講じるとともに、「家庭」、「学校等」、「地域」がそれぞれ役割を分担し、連携・協働して目指す姿を実現していきます。

さらに、子どもたちが日ごろ本と出会う場である町立高鍋図書館と学校図書室が連携し、読書環境の整備・充実に努め、読書による人づくりに貢献していきます。

4 計画の期間

計画期間は令和5年度から令和9年度までの概ね5年間とします。なお、必要に応じ、見直し・修正を行います。

第3章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進・充実

(1) 役割

家庭には、乳幼児期から日常生活の中で自然と本に触れ、親しむことができるような環境を作るとともに、子どもの読書習慣を継続的に育成する役割があります。

(2) 現状と課題

インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及し、情報の氾濫が見られる中で、家庭環境・生活環境が激変し、人々が多様な価値観を持つようになりました。また、2020年から世界中で流行している新型コロナウイルス感染症は終息の気配を見せることなく、子どもたちを取

り巻く生活様式を大きく変化させています。コロナ鬱という言葉も生まれ、息苦しい日々を送らなければならないなか、平常時とは違う視点で子どもたちを見る必要があります。

このコロナ禍の混沌とした世の中で、家庭で過ごす時間が増えたにも関わらず、家族で読書に親しむ機会が十分ではありません。

(3) 推進に向けた取組

- ①乳児期からの読み聞かせや読書の大切さについての理解が得られるよう努めます。
- ②子どもたちが興味を持ちそうな本を調査・選書し、町立高鍋図書館に配架します。また、学校、保育園・幼稚園等と連携し、貸出・啓発等を積極的に行います。
- ③保護者を対象とした読書に関する啓発を行います。
- ④図書館や学校、保育園・幼稚園等において行われる読み聞かせなど、親子が本に触れ合う機会を提供することにより、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図ります。
- ⑤家庭読書の取組が「よくある」と「ほとんどない」の二極化の傾向（宮崎県生涯読書活動推進計画より）にあることから、家庭における読書の重要性について啓発し、家族での読書習慣づくりに取り組みます。

2 学校等における子どもの読書活動の推進・充実

(1) 役割

①保育園・幼稚園等

乳幼児期は、情緒や言葉の発達がめざましく、表現力も豊かになる大切な時期です。町内にある保育園・幼稚園等では、乳幼児が絵本等を好きになるように、絵本の読み聞かせなどの活動を積極的に行い、本に親しむ機会を設けるなどの役割があります。また、保護者に対しては、読み聞かせの大切さを啓発することが重要です。

②小学校

小学校においては、子どもの発達の段階に応じた適切な指導により、子どもの読書に親しむ意欲を育むとともに、読書習慣の形成が図られるよう努める役割があります。そのためには、小学校では学校図書室の機能を有効に活用することで、児童の自主的・自発的な読書活動の充実を図ることが重要です。

③中学校・高等学校

中学校及び高等学校において、児童と成人の中間に位置する年齢層である中学生・高校生に対して、生涯を通して読書に親しむ習慣を身に付けるために、継続的な支援を行う役割があります。

(2) 現状と課題

①保育園・幼稚園等

・保育園・幼稚園等では、絵本コーナーを設置したり、町立高鍋図書館の図書の特集貸出を利用し、子どもたちがいつでも絵本に親しめる環境づくりを行っています。また、それぞれの園では、日々の活動の中で保育士や教員による読み聞かせやお話し会、紙芝居等を行っている他、町立高鍋図書館ではボランティアグループが月に2回、読み聞かせを行っています。

・インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及している中で、保護者への読書活動の必要性について、どのように情報発信をしていくのかが課題となっています。

②小学校

・小学校では、昼休みを活用した読書活動が中心となっています。司書教諭や図書主任を中心に学校図書室の運営や読書指導を行っています。町雇用の学校司書（3名）による各学校図書室での図書分類指導・管理や児童が利用しやすい環境整備に関する助言、児童への読み聞かせ等を行い、読書活動の推進と学校図書室の有効活用を促進し、読書環境の整備を図っています。

・町雇用の学校司書と町立高鍋図書館司書との定期的な会合を持ち、本町の子どもたちの読書に関する課題、要望等情報交換を行っています。

・小学校では、保護者による読み聞かせボランティアが各学校で積極的に活動していますが、それぞれの連携、スキルアップの研修が必要です。

・読書が好きな児童、好きでない児童の二極化の傾向がみられます。

③中学校

・朝の時間を利用した読書、ボランティアによる読み聞かせ活動が行われています。また、図書委員会を中心に、学級文庫の設置、放送やポスターによる本の紹介等を行っています。

・町雇用の学校司書と町立高鍋図書館司書との定期的な会合を持ち、本町の子どもたちの読書に関する課題、要望等情報交換を行っています。

・小学校同様、読書が好きな生徒、好きでない生徒の二極化の傾向がみられます。

(3) 推進に向けた取組

①保育園・幼稚園等

・保育園・幼稚園等では、乳幼児期から絵本に親しめるよう図書コーナーを設けています。各園の保育士や教員が、子どもの発達段階や実態に応じた絵本を選書し、読み聞かせなどを行うことができるよう支援します。

・各園・家庭・地域・町立高鍋図書館が連携し、子どもに絵本に親しむ機会を与えるよう積極的に取り組みます。保護者へは乳幼児期の読書の重要性の理解を進めるための啓発に取り組みます。

②小学校

・小学校では、読書活動を効果的に推進していくために、児童が自分で必要な図書を手にとることができるようにわかりやすく分類したり、特設コーナーを設けたりするなど町雇用の学校司書や図書主任を中心に、町立高鍋図書館と連携を図ることや、小中学校図書主任会での学校間の意見交換を活用することで、読書が好きな児童には、さらに好きになるような取組を、また好きではない児童が興味を持つような読書環境の充実に取り組みます。

・子どもたちが興味関心を持つような図書の紹介や読書への意欲を高めるための取組を推進します。

・学校図書室の機能を有効に活用し、児童の自主的・自発的な学習活動の促進や読書活動の充実を図ります。

・図書ボランティアを大いに活用し、学校図書室の環境整備に努めます。

③中学校

・中学校では、読書活動を効果的に推進していくために、学校図書館図書運営計画の整備に取り組みます。

・中学校では、生徒が興味関心を持つような図書の紹介や読書への意欲を高めるため、読書が好きな生徒にはさらに好きになるような、また好きではない生徒が興味を持つような取組を推進します。

・教科や総合的な学習の時間においても、学校図書室が十分に活用されるよう努めます。

・1か月間に1冊も本を読まないいわゆる不読率は、小学校、中学校、高等学校と学校段階が上がるにしたがって高くなる状況にあるため（宮崎県生涯読書活動推進計画より）読書活動の啓発や読書習慣づくりを支援します。

3 地域における子どもの読書活動の推進・充実

(1) 役割

①町立高鍋図書館

町立高鍋図書館は、子どもが本と出会い親しむことのできる場であり、子ども読書活動の中核施設としての役割があります。

②読み聞かせボランティア・民間団体等

読み聞かせや図書館支援活動を行うボランティアや民間団体等には、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供していく役割が期待されています。

(2) 現状と課題

①町立高鍋図書館

・町立高鍋図書館は柿原政一郎氏の尽力により、昭和30年に開館し、本年開館68年を迎えます。図書資料数については、令和4年3月末において蔵

書書籍65, 249冊、古文書19, 251冊、貸出冊数は令和3年度が30, 811冊となっています。

・町立高鍋図書館では、毎月、図書館だよりを発行し、図書館ホームページやフェイスブックにおいても最新の図書館情報を発信しています。

また、県立図書館をはじめ近隣市町村図書館とのネットワークを構築し、情報の共有化等広く読書推進活動を展開しています。

・町立高鍋図書館において、古文書講座等を開催し、「古文書のある図書館」としての強みを活かした取組を行っています。

・利用者が固定化されている傾向があり、様々な機会を通して、利用促進や読書活動推進のための啓発等をどのように行っていくのかが課題となっています。また、閲覧スペースが狭く限られているため、館内の空間を有効的に活用し、利用しやすくなるよう検討していく必要があります。

②読み聞かせボランティア・民間団体等

町立高鍋図書館では、利用促進や読書の普及などを推進していくにあたり、図書館ボランティア、読み聞かせグループ、子どもの学習見守り等、保護者に対する助言や子どもの読書に親しむ環境づくりに大きく寄与しています。

(3) 推進に向けた取組

①町立高鍋図書館

・ 図書の本質・量の充実

読書環境の整備として大切なことは、基本的には蔵書の充実です。蔵書総数の確保だけでなく、バランスのとれた様々なジャンルの蔵書構成も重要です。各種の情報収集や年齢に応じた選書を行い、活用しやすい蔵書の充実及び周知に努めます。

・ 読書環境の整備

長年の懸案事項であった空調、雨漏り、照明、トイレ等の改修が完了しました。外観も歴史と文教の城下町にふさわしく外観を変え、いっそう親しみやすくなったと考えます。今後さらに誰もが利用しやすく魅力ある図書館を目指して、分かりやすい書架の配置や読書に関する情報の提供と読書環境の整備・充実に努めます。また、乳幼児期から絵本に親しむきっかけとなるイベントや、図書館を利用する機会を増やすためのお話し会、子ども読書まつりなどの事業の充実を図ります。

・ 学校等との連携

町立高鍋図書館を利用しての児童・生徒の調べ学習の実施や図書の団体貸出は、町立高鍋図書館と学校等とが連携して行う読書活動であるという認識のもと、その活動がスムーズに行えるよう学校等との連携に努めます。

- ・ 図書館職員の資質の向上

町立高鍋図書館に従事する図書館職員は、読書活動をより推進するため、子どもの読書活動に関する専門的な知識や技術を習得するため研修会等に積極的に参加し資質の向上に努めます。
 - ・ 障がいがある子どもへのサービス

視覚や聴覚に障がいがある子どものために、コミュニケーションボードや拡大鏡を設置しています。今後、点字付き絵本等を収集し、バリアフリーコーナーの充実に努めます。
 - ・ 情報発信

月1回発行の「図書館だより」の充実を図るとともに町ホームページ、SNS等様々な機会での情報発信を積極的に行います。
 - ・ 古文書の活用

各種講座等において、子どもでも参加できる内容を企画し、子どもたちが高鍋町の歴史にふれ、図書館や古文書を身近に感じることでできる取組を進めていきます。
- ②読み聞かせボランティア・民間団体等
- 子どもの読書活動への興味・関心を深めるため、子どもたちへの読み聞かせ等の対応が重要です。町立高鍋図書館を中心に、ボランティア団体や関係機関との情報交換やさまざまな分野についての取組を推進します。あわせて、ボランティア会員の確保に努めていきます。

第4章 方策の推進に必要な事項

1 推進体制の整備

- (1) 本計画の実施状況を定期的に把握し、高鍋町図書館協議会等関係機関への報告を行うとともに、進捗状況を評価し、必要に応じて見直し・修正を行うなど、さらなる施策の推進を図ります。
- (2) 町立高鍋図書館は、子どもへのサービスとして保育園・幼稚園等、小学校、中学校等に向けた図書の団体貸出や情報提供を行い、子どもの頃から読書に親しむ環境整備に努め、宮崎県が目指す「日本一の読書県」への取組を関係機関とともに推進します。
- (3) 町内小・中学校に通う児童・生徒を対象に読書感想文・感想画コンクールを教育委員会・町立高鍋図書館が実施することで、本を読むきっかけとし、読書の感動を文章や絵画で表現することで、伝える力を育みます。なお、感想文優秀者は授賞式において発表し、感想画入選者は高鍋町美術館での作品展示を行います。

2 啓発・広報の推進

- (1) 町や学校等の関係機関において、町立高鍋図書館ホームページ、SNS及び町広報誌で、子どもの読書活動推進に関するさまざまな情報発信に努めます。
- (2) 「子ども読書の日」^{※1}、「こどもの読書週間」^{※2}、「読書週間」^{※3}に合わせて町立高鍋図書館で実施する各種イベントをはじめとした読書活動推進の取組の充実を図り、読書の楽しさや大切さを伝えます。

※1 「子ども読書の日」：4月23日 平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

※2 春の「こどもの読書週間」：4月23日から5月12日までの期間。昭和34年に始まり、平成12年「子ども読書年」を機に、現在の3週間に期間が延長された。

※3 秋の「読書週間」：昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家を創ろう」と、第1回「読書週間」が開かれた。翌年からは10月27日から11月9日になった。